

中泊町農業委員会会議録

令和3年9月10日

中泊町農業委員会

令和3年中泊町農業委員会9月定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月10日(金) 13時30分～

2. 開催場所 小会議室2

3. 出席委員(15人)

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	松田 耕司		
委 員	1番	外崎 満幸	2番	田中 満
	3番	三上 孝	4番	藤田 次男
	5番	青山 邦榮	6番	小野 美恵子
	7番	神 良一	8番	瓜田 益子
	9番	澤田 健吾	10番	大川 勝仁
	11番	葛西 誠	12番	坂本 朝彦
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員(0人)

委 員				
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 【報告】

報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

【議案】

議案第20号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第21号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第22号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

協議事項

1)業務予定

2)その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 今 芳 文

主 査 外 崎 健 太

主 事 小 寺 隆 斗

7. 会議の概要

事務局
(局長)

ただいまから、令和3年中泊町農業委員会9月定例総会を開会いたします。
本日の出席委員数は15名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松坂会長にお願いいたします。

◎日程第1 会期の決定について

議長
(会長)

はじめに、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

◎日程第2 議事録署名委員の指名について

議長
(会長)

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。
中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議事録署名委員は、11番葛西委員、12番坂本委員にお願いいたします。

なお、本日の会議の書記には事務局職員の外崎主査と小寺主事を指名いたします。以上で日程第2を終わります。

◎日程第3 報告・議案について

議長
(会長)

次に、日程第3の報告について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第11号

事務局
(小寺)

1ページをお開きください。
報告第11号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。令和3年9月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。今月の合意解約は、2件ございました。内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第11号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

◎議案第20号

議長
(会長)

議案第20号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(小寺)

9ページをお開き下さい。議案第20号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求める。
令和3年9月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議長
(会長)

それでは、議案第20号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

葛西委員

議席11番葛西です。それでは報告いたします。去る9月1日、私と坂本委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が5件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められません。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局
(小寺)

10ページをお開きください。受付番号14番は、高根字小金石地内の1筆の田。面積は276平方メートルの贈与です。

譲受人は、譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。受付番号15番は、高根字小金石地内の1筆の田。面積は3,000平方メートルの贈与です。譲受人は、譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。受付番号16番は、宮野沢字蚩澤地内の1筆の田。面積は383平方メートルの売買です。譲受人は、譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。受付番号17番は、富野字田今地内他18筆の田畑。面積は53,162平方メートルの親子間の贈与です。

譲受人は、譲渡人同様に米とそ菜を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。受付番号18番は、芦野字福泊地内の2筆の畑。面積は1,042平方メートルの売買です。譲受人は、譲渡人同様にそ菜の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。以上、受付番号14番から18番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第20号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第20号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第21号

議長
(会長)

次の議案第21号に入る前に、私に関連している事案が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の開始から終了まで退席します。以降の進行は松田職務代理にお願いします。

【松坂会長 退席】

議長
(職務代理)

関連事案が終了するまで進行を務めます。よろしくをお願いします。それでは、次の議案にうつります。
議案第21号「農地法第5条第3項の規定に基づく農業委員会の許可について」を、議題といたします。

事務局
(外崎)

15ページをお開き下さい。議案第21号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法第5条第1項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めます。令和3年9月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議長
(職務代理)

ありがとうございました。
それでは本案について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

坂本委員

12番、坂本です。それでは報告いたします。去る9月1日、私と葛西委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第5条の申請は、4件ございました。申請地は尾別地内の2筆の田、富野地内の1筆の畑、今泉地内の1筆の畑、中里地内の3筆の田です。面積その他の基準から見て問題なく許可相当と認められます。以上報告を終わります。

議長
(職務代理)

ありがとうございました。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局
(外崎)

16ページをお開き下さい。それではご説明いたします。

受付番号6番は、尾別字胡桃谷地内の2筆の田で、面積は2,486㎡、転用目的は、風車建設及び管理に係る運搬路の整備のために地役権を設定するものです。周辺農地への支障につきましては、飛散や流出を防止することから問題ないものと思われまます。許可基準に定める農地区分としては、農用区域内農地に該当。当該地は原則許可できない農地ですが、不許可の例外として仮設工作物の設置その他一時的な利用(3年以内)である場合に許可できることとなっておりますので、許可相当と認められます、運用通知としましては、農用区域内農地「第2の1の(1)のアの(イ)のc」を適用しております。

受付番号7番は、富野字千歳地内の1筆の畑で、面積は72㎡、転用目的は、譲受人が使用している資材置き場への運搬路として利用することです。周辺農地への支障につきましては、飛散や流出を防止することから問題ないものと思われまます。許可基準に定める農地区分としては、第1種農地に該当。当該地は原則許可できない農地ですが、不許可の例外として特別の立地条件を必要とする事業のように供する場合の既存施設の1/2以内の拡張の場合に許可できることとなっておりますので、許可相当と認められます、運用通知としましては、第1種農地「第2の1の(1)のイのeの(e)」を適用しております。

受付番号8番は、今泉字唐崎地内の2筆の畑で、面積は883㎡、転用目的は、譲受人が資材置き場・駐車場として利用することです。周辺農地への支障につきましては、悲惨や流出を防止することから問題ないものと思われまます。許可基準に定める農地区分としては、その他の第2種農地に該当。許可基準に定める農地の区分としては、その他の第2種農地で、小集団の生産性の低い農地に該当するものと判断しております。運用通知としましては、その他の第2種農地「第2の1の(1)の力の(ア)」を適用しております。

受付番号9番は、中里字紅葉坂地内の3筆の田で、面積は329㎡、転用目的は、譲受人が入居する自宅を新築するため宅地への用途変更を希望しております。周辺農地への支障につきましては、申請地は東側が通路、西側が現況水路、南側が町道、北側が家族の畑(ビニールハウス)となっており、周辺農地への被害はないものと思われまます。許可基準に定める農地区分としては、中泊町役場から500mほど離れた場所のため第2種農地に該当するものと判断しております。運用通知としましては、第2種農地「第2の1の(1)のオの(ア)のaの(b)」を適用しております。

よって、以上の4件は、面積その他の基準からみても問題なく許可相当と認められます。報告を終わります。

議長
(職務代理)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

議長
(職務代理)

ないようですので、お諮りいたします。議案第21号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(職務代理)

異議がないようですので、議案第21号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第22号

議長
(会長)

議案第22号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(小寺)

36ページをお開き下さい。議案第22号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。令和3年9月10日提出 中泊町農業委員会会長。

37ページをお開き下さい。令和3年9月7日付け中農政第204号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

事務局
(小寺)

38ページをご覧ください。
今月の利用権設定は、受付番号59番から63番の5件で、合計面積は46,377平方メートルです。内訳は、新規が4件、再設定が1件です。それでは、ご説明いたします。

受付番号59番は賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

受付番号60番は新規の設定で、設定する農地は宮川字種取、田茂木字若宮地内の田。面積は7,616平方メートルです。期間は5年で、土地改良費は借主負担。賃借料は10,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま。

受付番号61番は新規の設定で、設定する農地は豊島字宮本地内の田。面積は9,128平方メートルです。期間は5年で、土地改良費は地主負担。賃借料は27,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま。

受付番号62番は新規の設定で、設定する農地は豊島字千鳥地内の田。面積は10,943平方メートルです。期間は5年で、土地改良費は地主負担。賃借料は27,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま。

受付番号63番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の田。面積は12,797平方メートルです。期間は10年で、土地改良費は借主負担。賃借料は30,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

利用権設定につきましては以上です。

続きまして、41ページをご覧ください。

今月の農地中間管理機構を通しての賃貸借は、受付番号機構21-006番から機構21-007番までの2件で、内訳は、賃貸借が2件です。

事務局
(小寺)

受付番号21-006番は新規の設定で、設定する農地は薄市字花持地内の3筆の「田」。面積は14,734平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米48kg分の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま。

受付番号21-007番は新規の設定で、設定する農地は中里字宝森地内の10筆の「田」。面積は5,529平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は貸主負担、賃借料は10アール当たり米144kg分の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第22号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第22号は原案のとおり決定いたします。

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局
(外崎)

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申し上げます。

- 1) 業務予定
- 2) その他

議長
(会長)

(資料に基づいて、内容説明)

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして、令和3年中泊町農業委員会9月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年9月10日

(松坂 龍美)

農業委員会
会長

(葛西 誠)

署名委員

(坂本 朝彦)

署名委員
